



**百丁場地区
区域図**

区域の名称	条例別表第3の区分	予定建築物の用途	凡例
百丁場地区	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	1. 旧条例別表第3の1の項 に規定する戸建ての住宅	
		2. 旧条例別表第3の2の項 に規定する戸建ての住宅	
		3. 旧条例別表第3の1の項 に規定する戸建ての住宅及び 旧条例別表第3の4の項 に規定する事業所	

「区域界の内にいる農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

縮尺 1 : 2 5 0 0